

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鳥取県東伯郡湯梨浜町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧羽合町地域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、記録によると千数百年前から水田が広がり、現在まで耕作されていた地域である。昭和50年代に圃場整備が完了しているが、近年、水路等の老朽化による問題に加え遊休農地化する水田が増加しており、地域において共同活動を継続して実施し、農村資源の維持管理が継続できる取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧東郷町地域

(1) 現況

本地域は、東郷池に面する平野部から山あいの中山間地域へとつながる、古くから農業が盛んな地域であり、特に梨を中心とした果樹栽培が行われている。しかしその多くが急傾斜地域で、旧町全域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進し、生産条件の格差是正を図るとともに、近年問題になっている水田や果樹園からの排水に起因する東郷池の富栄養化の軽減のため、同項第3号に掲げる事業も行うように働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧泊村地域

(1) 現況

本地域は、日本海に面する海岸部から山あいの中山間地域へとつながる、漁業と農業が盛んな地域であり、特に水田とほうれん草などの野菜栽培を中心とした営農が行われている。しかしその多くが急傾斜地域で、旧村全域が過疎地域に指定されるなど人口減少と就農者の高齢化が著しく、地域において共同活動を継続して実施し、農村資源の維持管理を行える取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進し、生産条件の格差是正を図るとともに、近年問題になっている、水田からの排水に起因する「ため池」等の富栄養化の軽減のため、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧羽合町区域	法第3条第3項第1号及び第2号並びに第3号に掲げる事業
②	旧東郷町区域	法第3条第3項第1号及び第2号並びに第3号に掲げる事業
③	旧泊村区域	法第3条第3項第1号及び第2号並びに第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法指定地域…旧宇野村、旧橋津村及び旧東郷町全域

過疎法指定地域…旧泊村全域

知事特認基準対象地域…旧上橋津村、旧長瀬村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

○特定農山村法指定地域・過疎法指定地域

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

○知事特認基準対象地域

急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(エ) 県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定は、令和3年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

集落マスタープランについては、次の項目について記載する。

ア 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用別記6に即した集落の実情を踏まえた目指すべき将来像

イ 以下に示す活動を参考にアの将来像を実現するための活動方策及び協定期間の目標

a 生産性や収益の向上による所得の増加に関する集落としての取組活動については、例えば、農用地の連担化、交換分合等による生産性向上、高付加価値型農業等の推進、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、コントラクターによる飼料生産等とする。

b 担い手の定着等に関する集落としての取組活動については、例えば、新規就農者に対する普及指導センターの指導、集落リーダー・オペレーターの新技術研修会や先進集落視察への参加、新規就農者に対する離農者の家屋の提供、利用権の設定等による農用地の面的集積及び酪農ヘルパーの活用等とする。

c 他集落との連携に関する集落としての取組活動については、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な小規模・高齢化集落等と担い手のいる集落協定等、又は一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等とする。

(4) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標
集落協定において、主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。

(5) 集落協定等の公表

町長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、町は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(6) 農業委員会との連携

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動について連携を図る。

(7) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため、農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

3 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行うものとする。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が鳥取県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない。（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合は、直接支払いの対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、湯梨浜町農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

(1) 土地改良通年施行を行っている農用地も対象とするが、その場合には次の要件を全て満たすこと。

ア 当該年度の6月30日（令和2年度においては8月31日）までに、国もしくは地方公共団体の負担若しくは補助又は農林漁業金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

イ 当該年度に事業が終了すること。

ウ 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(2) 現に災害を受けている農用地については、令和6年度までの復旧を条件に直接支払交付金の交付対象とすることができる。また、復旧の方法については災害復旧事業実施計画書等により概要を明らかにするとともに、集落協定に位置づけること。

(3) (1)、(2)の実施により、協定認定時の対象農用地の要件（地目、傾斜区分）に変更があつた場合でも、令和6年度まで交付金の交付対象とする。

- (4) 田から田以外に地目を変更する場合は、当該農地を変更後の地目の傾斜基準で対象の可否を判定し、対象となる場合は変更後の地目の区分に該当する単価とするものとする。ただし、地目を変更することによって対象要件を満たさなくなった場合は、令和6年度まで変更後の地目の区分の緩傾斜の単価を適用するものとする。